

消費者トラブル なんでも110番

3月13日(土)

電話相談・面談

10:00~15:00

011-221-0109

当日のみ特設電話

トイレの詰まりを修理してもらったため、ネットで探した事業者に来てもらったが、修理代が高額で納得できない。

賃貸アパートを退去したが、壁クロスやフローリングの全面的張替を請求された。高額だが支払わなければならないか。

SNSの広告を見て、ネット通販でお試しのダイエットサプリを購入。2回目の商品が届き定期購入だと知った。解約したい。

大手通信事業者を名乗る事業者が訪問し、モデムが古くなっていると言われたので交換を了承したら、別の業者との光回線の契約だった。解約したい。

様々な消費生活に関するトラブルについて、北海道立消費生活センターの相談員と札幌弁護士会の弁護士が、一緒にお電話・面談でお話を伺います。

※面談での相談をご希望の方は、事前予約が必要となります。詳しくは裏面をご覧ください。

※面談時間は先着順で調整させていただきます。

面談予約・問合せ **011-221-0110**

北海道立消費生活センター

札幌市中央区北3条西7丁目北海道庁別館西棟2F



会 場	札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館西棟2F 北海道立消費生活センター
------------	--

電話での 事前申し込み	TEL : 011-221-0110
----------------	---------------------------

FAXでの 事前申し込み	FAX : 011-221-4210 「消費者トラブルなんでも110番」面談予約係
-----------------	---

氏 名	
住 所	
日中連絡可能な 電話番号	
FAX番号	
面談希望時間 ※同じ時間帯の希望が重複することもありますので、面談可能な時間帯すべての()に○をつけてください。	() 10:00~
	() 11:00~
	() 12:00~
	() 13:00~
	() 14:00~
	() いつでも可能
連絡事項	

※詳細について、こちらから連絡する際は011-221-0110からお電話をします。